事例一覧

以下に掲げる事例は、原則として本文中の事例と同じですが、一部、表現や体裁を変えている個所があります。

これらは、練習問題として使うこともできますが、本文中の事例と同様に、字数を圧縮しているので、一義的な解答が導けないものもあります。基本的には、本文の理解の確認のために活用してください。

1. 行政法総論

◇公法と私法

次のそれぞれの場合に、Cは、DまたはE市に対し、自己の所有権を主張して、土地の返還を請求できるか。

- **case 301** Aの農地がCに譲渡されたが、所有権の移転登記はなされていなかった。後にB県知事は、その農地の買収処分を行って小作人Dに売り渡し、所有権の移転登記がなされた。
- **case 302** Aの土地がCに譲渡されたが、所有権の移転登記はなされていなかった。後にAが租税を滞納したので、B税務署長は、その土地を差し押さえてDに公売し、所有権の移転登記がなされた。
- **case 313** CがE市の市道の一部を占拠して,20 年以上が経過したが,その部分の道路の 形状は維持されている。
- case 314 case 313 で、もともとE市は道路の供用開始決定をしていなかった。
- case 315 case 313 で、E 市は公用開始決定をしていたが、もともと道路用地はD が所有しており、E 市はD との間で賃貸借契約などを締結していなかった。

◇法律による行政の原理

- case 401 租税の賦課徴収に法律の根拠は必要か。また、補助金の交付についてはどうか。
- case 402 財務省設置法に基づいて新たな租税を課することはできるか。
- case 403 全部留保説に立った場合、補助金適正化法は法律の根拠といえるか。

◇法の一般原則

次のそれぞれの場合に、どのような法原則が問題になるか。

- **case 404** B市長は、Aの固定資産について長らく非課税の扱いをしていたが、あるとき法令解釈の間違いであることに気付き、その資産に固定資産税を課すことにした。
- case 405 Aがジャズ喫茶を営業するために、B県知事に食品衛生法上の許可を求めたとこ

- ろ、B県知事は教育上好ましくないという理由で、これを拒否した。
- **case 406** AがB市に水道の供給を求めたところ, AがB市の行政指導に従わないことを理由として, B市は水道供給を拒否した。
- **case 407** B県公安委員会は、ドライバーAが僅か 10 キロの速度違反をしたことを理由として、免許停止処分をした。
- case 408 B大臣が職員Aに対して懲戒処分を行うにあたって、Aからまったく言い分を聴く機会をもたなかった。

◇行政行為の種類

- **case 409** AとCが順に公衆浴場の営業許可を申請したところ,B県知事はCに許可を与えたが,拒否処分をうけたAが不満である。AがCに対する営業許可の取消訴訟を提起したとき,どのような論点が問題になるか。
- **case 410** AとCが、B県知事の認可をうけないで農地の売買をした。この売買契約は有効か。

◇行政行為の効力

次のそれぞれの場合に、行政行為の一般的な効力として、いなかる効力が認められるか。

- **case 411** B県知事は地主Aの農地の買収処分を行い、それを小作人Cに売り渡したが、その農地は買収処分の対象にならないものであった。
- case 412 case 411 で, 買収処分後, 1年半が経過した。
- case 413 case 411 で、買収処分をうけた地主Aが頑として立ち退かない。

◇行政行為の瑕疵

次のそれぞれの場合に、裁判所はどのような判断をすべきか。

- **case 414 case 411** の農地買収処分は、本来、別の地主Dになされるべきものであったが、処分後1年半が経過した。
- **case 415** B村農地委員会は、小作人Cの申請があったと勘違いして、地主Aの農地について買収計画を定めたが、実際にはCの申請がないことが分かった。そこで同委員会は、職権で買収計画を定めたものとして、買収処分を行った。
- case 416 case 415 で、農地買収計画の縦覧期間が法令の定めよりも1日短かったが、実際にはその期間に関係者全員が縦覧をすませていた。

◇行政行為の職権取消しと撤回

次の場合に、行政庁はどのような措置をとることができるか。

case 417 B県知事はAに対して公衆浴場の営業許可を与えたが、後日、法令上の許可の基

準がみたされていないことに気づいた。

- **case 418-1** 公衆浴場の営業許可をうけたAは、法令で定める衛生上の基準をみたさずに営業している。
- case 418-2 同じくAが、Cらの浴場の利用を理由なく拒否した。

◇行政行為の附款

- **case 419** B税務署長がAの相続税の延納許可をするにあたって、「Aが相続した土地の一部を市民公園として開放すること」という条件を付すことはできるか。
- **case 420** AはC国に抗議するために、C国大使館前を通るデモ行進の許可申請をしたところ、公安委員会は、「C国大使館を通らないルートで行うこと」という条件を付して許可をした。これに不満なAは、どのような訴訟を提起すべきか。

◇行政立法

- **case 421-1** 所得税法として,「政令に定めるところによって所得税を課する」という1条 だけの法律を制定して, 所得税を賦課徴収することはできるか。
- case 421-2 小学校の教科書について、学校教育法 34 条 1 項は「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定し、その詳細については政省令に委ねているが(同法 142 条)、このような扱いに問題はないか。
- **case 422 case 421-2** の省令で、戦前のような国定教科書を優先させる原則を定めたときはどうか。
- **case 423** 旧物品税法は「遊戯具」を課税対象にしていたが、パチンコ球遊器については長らく課税されてこなかった。その後、国税庁長官から、パチンコ球遊器は「遊戯具」にあたる旨の通達が発せられたため、B税務署長は、その製造業者Aに対して物品税の課税処分を行った。Aが訴訟を提起した場合、どのような解決がなされるべきか。
- **case 424-1** A がタクシー運賃の値上げ認可を申請したところ,国土交通省の出先機関である B 運輸局長は,同省本省の担当機関の通達に反する方法で A の申請の審査を行い,不許可処分をした。この処分は適法か。
- **case 424-2** A がタクシー運賃の値上げ認可を申請したところ,国土交通省の出先機関である B 運輸局長は,もっぱら同省本省の担当機関の通達をもとに A の申請の審査を行い,不許可処分をした。この処分は適法か。
- **case 424-3** A は、B 県公安委員会から風営法上の許可を受けてパチンコ店を営んでいたところ、同委員会から営業停止処分を受けた。A は、B 県公安委員会が公にしている処分 基準を超えた期間の営業停止がなされてたことに不満である。この処分は適法か。

◇行政契約

- **case 425** B県は、A社との合意をもとに、法令に基づかずに、A社の工場から出る有害物質の排出規制をすることにした。この合意は有効か。
- **case 426** B市の大規模な契約を、法令上求められた入札手続によることなく、随意契約によってC社との契約を締結した。この契約は有効か。
- **case 427** 国営空港建設の反対運動を和らげるために、国土交通大臣が地主との間で、「国の機関は収用権限を発動しない」という契約を結ぶことはできるか。
- **case 428** 地主AとB市の間で、「B市は、Aの土地を賃料相場額の半額の賃料で借りる代わりに、Aの固定資産税を半額にする」という契約を結ぶことはできるか。

◇行政指導

case 429 Aが大型マンションを建設しようとしているので、B市は宅地開発指導要綱に基づいて、近隣住民の同意をとるように行政指導をしたが、Aはこれに従わないでいる。 B市は、Aに対してどのような措置をとることができるか。

◇行政手続

- case 430 成田空港の周辺において、国土交通大臣が告知・聴聞の手続を経ることなく、過 激派の活動用の小屋の使用禁止命令を発することは、憲法 31 条に違反するか。
- **case 431** 古着屋を営もうとしているAが、B県公安委員会に対して古物営業許可の申請を した。この場合に、行政手続法は適用されるか。
- **case 432 case 431** で、Aの申請をうけたB県公安委員会は、どのような対応が可能か。また、事前にどのような措置を講じておくべきか。
- **case 433 case 431** で,B県公安委員会は,Aの申請の受理を拒否することができるか。また,応答を留保することはできるか。
- **case 434** 許可を得て古着屋を営んでいるAが法令違反をしたために, Aに対する営業停止 処分がなされようとしている。どのような手続が求められるか。
- **case 435** 古着屋を営んでいるAのもとに、B町長から、まちおこしのために古物市を開催する通知が届き、参加が求められていた。これに参加しないと、Aは今後、行政上の不利益をうけるおそれがあるか。
- **case 436** 有料老人ホームを設置しようとしている事業者Aが、B県知事に対し、その届出をしたが、B県知事はAが行政指導に従わなかったことから、届出を受理しないでいる。このような措置は許されるか。
- **case 437-1** 個人情報を取り扱っている事業者 A が,不正な手段によって個人情報を取得していることから, B 大臣は, A に対し, 個人情報保護法 148 条 1 項に基づき, 個人情報の取得方法について勧告を行ったが, A は, その取得方法に何ら問題がないと考えてい

- る。Aは、どのような措置を求めることができるか。
- **case 437-2** A が建築物を建てたところ,近隣住民 C は,当該建築物が違法建築物であると考え,B 市長が当該建築物の除却命令(建基法 9 条 1 項)を発動しないことに不満である。C は,どのような措置を求められるか。
- **case 438-1** B税務署長はAに対し、法令上要求される理由付記をしないで、内容的には正しい課税処分をした。Aは、裁判所を通じて、当該処分の取消しを求めることができるか。
- **case 438-2** A社のバス事業の免許申請をうけたB地方運輸局長は、法令上要求される公聴会を開催しないで拒否処分をした。A社は、裁判所を通じて、当該処分の取消しを求めることができるか。

◇行政上の強制措置の種類

次のそれぞれの場合に、どのような種類の強制措置が問題になるか。また、強制措置をとることは可能か。

- **case 439** B市長は、Aに対して違法建築物の除却命令を発したが、Aはこれを除去しないでいる。
- **case 440** B市が道路用地を取得するために、Aの土地に対して収用裁決(明渡裁決)がなされたが、Aはその土地を明け渡さないでいる。
- **case 441** B市長がAに対して固定資産税の課税処分をしたが、Aは租税を納付しないでいる。
- **case 442 case 439** で、代執行がなされたにもかかわらず、Aはその費用を納付しないでいる。
- **case 443 case 430** で、過激派が建物の使用禁止命令に従わないので、国土交通大臣は、その建物を封鎖する措置をとった。
- **case 444** Aは砂防指定地区で砂利を採取しているので、B県知事は採取禁止命令を発した。Aがそれに従わないので、B県知事はAに対し、1ヵ月ごとに1万円の過料を科すことにした。
- case 445-1 Aが建築確認申請をしないで建築物を建てた(金銭的な制裁の問題)。
- case 445-2 古着屋を営んでいたAの死後, Aの遺族が許可証を返納しないでいる(同上)。
- case 446 Aが新型インフルエンザに感染したので、そのまん延を防止するために、B県知事はAを強制入院させた。
- **case 447-1** Aは砂防指定地区における砂利採取の許可をうけたが、その条件に違反して砂 利採取をしているので、B県知事はその許可を撤回した。
- **case 447-2 case 429** で、B市長は、宅地開発指導要綱に従わないAの名前を公表しようとしている。

◇行政上の強制措置の諸論点

- **case 448** 仮に国税徴収法の滞納処分の規定が存在しないとして、税務署長Bは、所得税の 課税処分に従わないAに対し、所得税法を根拠にして租税を強制徴収することができ るか。
- case 449 行政代執行の手続を一般的に簡略化するために, 地方公共団体が独自に条例を制定することはできるか。
- **case 450** B市は、国の法令に定めのない建築制限を条例で定めた。その条例に基づく除却命令に従わない事業者Aに対し、B市長は、行政代執行法の手続をとることができるか。
- case 451 AがB市の固定資産税を納付しないでいるとき、B市長は、裁判所にAの財産の 差押えを求めることができるか。

◇行政調査

次のそれぞれの場合は、どのような行政調査の類型に当てはまるか。また、法律の根拠な しに調査できるか。

- **case 452** B国税局査察部の査察官は、Aの巨額脱税事件の調査のために、Aの抵抗を排して書類を押収した。
- **case 453** B税務署の調査官は、所得税を少なく申告した疑いのあるAに対し、質問検査をした。
- case 454 警察官Bが、覚醒剤を所持している疑いがあるAに対して職務質問をした。

◇行政調査の諸論点

次のそれぞれの場合に、法的な問題点はあるか。

- **case 455 case 454** で、警察官Bが職務質問に際して、Aの承諾なしに所持品検査を行った。
- **case 456 case 453** で、質問検査されようとしているAは、裁判所の令状がないことを理由に、調査を拒否している。
- **case 457** D国税局査察部の査察官は、Aに対してB税務署職員が行った税務調査の結果 を、国税犯則調査に利用した。
- **case 458** Aに対する税務調査の結果をもとに、B税務署長が課税処分をした。Aは、課税 処分の取消訴訟において、調査職員が身分証明書を提示しなかったことの違法性を主 張しようと考えている。

◇情報公開

次のそれぞれの場合に、どのような訴訟が提起されるべきか。

case 459 AがB大臣に対し、C社がB省からうけた補助金に関する情報公開を請求したが、B大臣は、C社に不利益をもたらす情報であるという理由で、不開示決定をした。 case 460 case 459 で、逆にB大臣が開示決定をしたことに対して、C社が不満である。

◇個人情報保護

次のそれぞれの場合に、 開示請求は認められるか。

- **case 461-1** Aは, B市長に対し, B市が保有するAの個人情報について, 個人情報保護制度によって自己情報の開示請求をした。
- case 461-2 同じくAは、自己情報について、情報公開制度によって開示請求をした。

2. 行政訴訟

◇取消訴訟と民事訴訟の比較

次のそれぞれの場合に、どのような訴訟が提起されるべきか。

- **case 501-1** AがBに売り渡した土地を、BはさらにCに売り渡した。その後Aは、Bとの契約が詐欺に基づくものだと考えるようになった。
- **case 501-2** B県知事は、地主Aの農地に対して買収処分を行い、小作人Cに売り渡した。 ところがAは、その農地が買収処分の対象にならないと考えている。
- **case 502-1** Bから「貸した 100 万円を返してほしい」といわれたAは、強引な取り立てを うけて支払ったが、実際にはBにお金を借りた覚えはない。
- **case 502-2** B税務署長から 100 万円の課税処分をうけたAは、やむなく 100 万円を納付したが、課税されるべき事実はないと考えている。
- **case 503-1** 民間企業B社に勤務しているAは、懲戒解雇されたが、懲戒事由に当たる事実はなかったと考えている。
- **case 503-2** B大臣が職員Aに対して懲戒免職処分を行ったが、Aは、懲戒事由に当たる事実はなかったと考えている。

◇取消訴訟と他の抗告訴訟の関係

次のそれぞれの場合に、どのような訴訟が提起されるべきか。

- **case 504-1** Aが違法建築物を建てたので、B市長はその建築物の除却命令を発したが、A はこれに不満である。
- **case 504-2** Cが違法建築物を建てたのに、B市長がその除却命令を発しないので、近隣住民Aは不満である。
- **case 505-1** B大臣は職員Aに対して懲戒免職処分を行ったが、Aは懲戒事由に当たる事実がなかったと考えている。
- case 505-2 B大臣から不当な職務上の義務を課せられた職員Aは、その義務に従わなかっ

た場合にB大臣から懲戒処分がなされることを恐れている。

◇処分性

次のそれぞれの場合に, 取消訴訟は適法に提起できるか。

- case 506 B市の市道を新設するためにAの土地が必要になったので、P県知事の事業認定とP県収用委員会の収用裁決がなされた。Aは、これらの措置に不満である。
- case 507 Aが建築確認申請をしたところ、B市の建築主事はこれを拒否した。
- **case 508** Aが建築確認申請をしたところ, B市の担当者から,「宅地開発指導要綱に反するので建築しないでほしい」という指導をうけた。
- **case 509** Aが建築物を新築した後、B市に対して水道供給の申込みをしたが、Aが建築に際して行政指導に従わなかったことから、B市はこれを拒否した。
- case 510 Aが生活保護の申請をしたが、B市の福祉事務所長はこれを拒否した。
- **case 511-1** AとBの間で締結された贈与契約に基づいて、AがBに 100 万円の贈与を求めたところ、Bはこれを拒否した。
- case 511-2 AがB大臣に 100 万円の補助金の申請をしたが、B大臣はこれを拒否した。
- **case 512-1** Aが友人Bに預けていた 100 万円を返してもらおうとしたところ, Bはこれを 拒否した。
- **case 512-2** Aが法務局に供託した 100 万円の取戻しを求めたところ、供託官 B は、消滅時 効を理由としてこれを拒否した。
- **case 513** Aは, 隣地でBが操業する工場の騒音に悩まされており, 工場の操業をやめさせたいと考えている。
- case 514 Aは、近隣でB市がゴミ処理場を建設しようとしていることに不満である。
- **case 515** Aは、B市の市道の騒音に悩まされており、道路の供用をやめさせたいと考えている。
- **case 516** Aは, 国営空港の騒音に悩まされており, 空港の供用をやめさせたいと考えている。
- **case 517** パチンコ球遊器が課税対象になるという通達が出され,課税処分をうけるおそれ のある製造業者Aは,これに不満である (**case 423** をも参照)。
- **case 518** Aの建築確認申請に対して、消防長が同意を拒んだために、Aは建築確認が得られていない。
- **case 519** Aの所有地を含む地区について、B県知事は、都市計画法上の工業地区に指定した。Aは、病院の建築ができなくなるので、これに不満である。
- **case 520** Aの所有地を含む地区について、B市長は、第2種市街地再開発事業の事業計画を決定した。Aはこれに不満である。
- case 521 Aの所有地を含む地区について、B市長は、土地区画整理事業の事業計画を定め

たが、Aはこれに不満である。

case 522 有料老人ホームを設置しようとしている事業者Aは、B県知事に対し、その届出をしたところ、B県知事は、届出の受理を拒否した。

◇原告適格

次のそれぞれの場合に, 取消訴訟の原告適格は認められるか。

- case 523 B税務署長から課税処分をうけたAは、これに不満である。
- case 524 Aが建築確認を申請したところ、B市の建築主事はこれを拒否した。
- **case 525** B市長がCの固定資産税を減免する決定をしたが、B市の住民Aはこれに不満である。
- **case 526** B県知事がCに対して質屋営業の許可を与えたが、すでに近隣で質屋営業しているAは、これに不満である。
- **case 527** B県知事がCに対して公衆浴場の営業許可を与えたが、すでに近隣で浴場を営業しているAは、これに不満である。
- case 528 総務大臣による唯一の放送免許を求めて、A社とC社が申請をして、C社が免許をうけたが、A社はこれに不満である。
- **case 529-1** B市の建築主事がCに対して建築確認をしたが,近隣住民Aはこれに不満である。
- **case 529-2** B 県知事が C に対して開発許可を与えたが、近隣住民 A はこれに不満である。
- case 530 経済産業大臣がC電力会社に対して原子炉設置許可を与えたが,近隣住民Aはこれに不満である。
- case 531 B 県公安委員会がCに対してパチンコ店の営業許可を与えたが、近隣住民Aはこれに不満である。
- **case 532** B地方運輸局長がC鉄道会社の特急料金値上げを認可したが、その利用者である Aは、これに不満である。
- case 533 B市の市道廃止決定に対して、その市道を利用しているAは不満である。

◇訴えの利益の事後消滅

次のそれぞれの場合に、取消訴訟の訴えの利益は存続するか。

- **case 534-1** B県公安委員会から運転免許の停止処分をうけたAは、その取消訴訟を提起したが、処分後、無事故・無違反のまま1年が経過した。
- **case 534-2** 運転免許の取消処分をうけた A が、その取消訴訟を提起したが、訴訟係属中に 免許期間が満了した。
- **case 535-1** B大臣から懲戒処分として停職処分をうけたAは、その取消訴訟を提起したが、 訴訟係属中に停職処分の期間が満了した。

- **case 535-2** B大臣から懲戒免職処分をうけたAは、その取消訴訟を提起したが、訴訟係属中にAが市議会議員に立候補した。
- **case 536** B市の建築主事がCに対する建築確認をしたところ,近隣住民Aがその取消訴訟 を提起した。訴訟係属中に建築物が完成し、検査済証の交付がなされた。
- **case 537** B市長がAの建築物の除却命令を発したので、Aはその取消訴訟を提起した。訴訟係属中に除却命令の代執行が完了し、更地になった。
- case 538 B市の土地区画整理事業に不満なAは、事業計画の取消訴訟を提起したが、訴訟 係属中に事業が完了した。
- case 539 運転免許の取消処分をうけたAは、その取消訴訟を提起したが、訴訟係属中にAが死亡した。
- case 540 B県知事がCに対して開発許可を与えたところ,近隣住民Aはその取消訴訟を提起したが、訴訟係属中にAが死亡した。
- **case 541** B大臣から懲戒免職処分をうけたAは、その取消訴訟を提起したが、訴訟係属中にAが死亡した。

◇出訴期間

次のそれぞれの場合に、取消訴訟は適法に提起できるか。

- **case 542-1** Aは国の補助金の交付をうけて事業を行っていたが、B大臣から補助金の返還命令をうけた。ところが、Aは何かの間違いであると思って、通知を受け取った後7ヵ月間、これを放置した。
- **case 542-2 case 542-1** で、Aは海外出張で5ヵ月間不在にしていたので、その間は通知の存在を知らなかった。
- **case 543-1** B税務署長から課税処分をうけたAは、何かの間違いだと思って、4ヵ月間、 これを放置した。
- case 543-2 case 543-1 で, 課税処分が人違いでなされたという事実が判明した。

◇被告適格・管轄裁判所

- **case 544-1** B税務署長の課税処分に応じて租税を納付したAは,処分に納得できないので, 課税処分の取消訴訟を提起しようとしている。誰を被告として提訴すべきか。
- **case 544-2 case 544-1** で、Aは、課税処分が無効であることを前提として、納付した税額 分の不当利得返還請求訴訟を提起しようとしている。誰を被告として提訴すべきか。
- case 545 大分県に居住するAは、B大臣に補助金交付を申請したが、B大臣はこれを拒否 した。Aは、どの裁判所に提訴すべきか。

◇不服申立てとの関係(その1)

次のそれぞれの場合に、取消訴訟に先立って不服申立てをすべきか。

- case 546-1 AがB大臣に補助金交付を申請したところ、B大臣はこれを拒否した。
- **case 546-2** AはB大臣に対し、C社がB省からうけた補助金に関する情報公開を請求したが、B大臣は、C社に不利益をもたらす情報であるという理由で、不開示決定をした。
- case 547-1 公務員Aは、B大臣から懲戒免職処分をうけた。
- case 547-2 case 547-1 で、Aは人事院に対して審査請求をしたが、不服申立期間が徒過していたので、審査請求が却下された。
- case 547-3 case 547-1 で、Aは人事院に対して不服申立期間内に審査請求をしたが、不服申立期間を徒過しているとして却下された。

◇不服申立てとの関係(その2)

次のそれぞれの場合に、どのような訴訟が提起されるべきか。

- **case 548-1** B大臣から懲戒免職処分をうけたAは,人事院に対して審査請求をしたが,A の請求は棄却された。
- case 548-2 case 548-1 で, Aは, 人事院が口頭審理の手続をしなかったことに不満である。
- case 548-3 case 548-1 で、審査請求をうけた人事院は、免職処分を減給処分に変更する裁決をした。

◇無効確認訴訟

次のそれぞれの場合に、無効確認訴訟は適法に提起できるか。

- **case 549** B県知事は、地主Aの農地にについて買収処分を行い、それを小作人Cに売り渡した。Aは、買収処分後1年半が経過してから、その処分が人違いでなされたことに気づいた。
- **case 550** 公務員Bは, A大臣からまったく根拠のない懲戒免職処分をうけて, 1年半が経過した。
- **case 551** Aは、B税務署長から課税処分をうけて租税を納付したが、1年半後に、課税処分が人違いでなされたことに気づいた。
- **case 552** Aが喫茶店の営業許可申請をしたところ, B県知事から拒否処分をうけた。その後1年半が経過したが, Aは当該拒否処分が無効であると考えている。
- **case 553** C電力会社に対して国土交通大臣の原子炉設置許可がなされて1年半が経過したが、近隣住民Aは、同大臣には許可の権限がないと考えている。
- **case 554** B市の職員 Pが C に対して建築確認を行い, 1 年半が経過したが, 近隣住民 A は, P には建築確認を行う権限がなかったと考えている。
- **case 555** B税務署長から課税処分をうけたAは、人違いであると考えて租税を納付せず、 1年半が経過したが、滞納処分がなされることを恐れている。

◇無効確認訴訟の実際的意義

case 556 建築物の所有者である A が, その建築物について, 重大明白ではない瑕疵をおびた除却命令をうけ, 当該命令の 2 ヵ月後にその無効確認訴訟を提起した場合, 裁判所はどのように審理すべきか。当該命令に重大明白な瑕疵がある場合はどうか。

◇不作為違法確認訴訟

次のそれぞれの場合に,不作為違法確認訴訟は適法に提起できるか。

- **case 557** Aが建築確認の申請をしたところ, B市の建築主事はAが行政指導に従っていないことから, 応答を留保している。
- case 558 Aが生活保護の申請をしたところ、B市の福祉事務所長は応答しないでいる。
- case 559 Aが建築確認の申請をしたところ、B市の建築主事はこれを拒否した。
- **case 560** Cが違法建築物を建てたが、B市長はその除却命令を発しないので、近隣住民Aが不満である。

◇義務付け訴訟

次のそれぞれの場合に,義務付け訴訟は適法に提起できるか。

- **case 561-1** Aが建築確認の申請をしたところ, B市の建築主事は, Aが行政指導に従っていないことから, 応答を留保している。
- case 561-2 Aが建築確認の申請をしたところ、B市の建築主事はこれを拒否した。
- case 562-1 Aが生活保護の申請をしたが、B市の福祉事務所長は応答しないでいる。
- case 562-2 Aが生活保護の申請をしたところ、B市の福祉事務所長はこれを拒否した。
- case 563 Cが違法建築物を建てたが、B市長はその除却命令を発しないので、近隣住民Aが不満である。
- case 564 過大な所得申告をしたために所得税が過大に課される状態にあるAは、B税務署長が減額更正処分することを求めたい。
- **case 565** B市長は、固定資産税を納税すべき C に対し、固定資産税を減免する決定をしたが、 B 市の他の納税者 A は、これに不満である。

◇差止訴訟

次のそれぞれの場合に、差止訴訟(抗告訴訟)は適法に提起できるか。

- **case 566** 公務員Aは、B大臣から職務上の不当な指示をうけ、「指示に従わないと懲戒処分をする」といわれて困惑している。
- **case 567** Aは, 共同で事業を行っている夫Pに代わって所得税を納めなければならないところ, これを滞納したので, B税務署長が滞納処分としてAの財産を差し押さえた。A

- は、その財産が公売されるのを阻止したい。
- case 568 B市の福祉事務所長はAの生活保護を決定したが、その後、同所長はこれを撤回 しようとしている。
- **case 569** B市の建築主事がCに対して建築確認をしようとしているが,近隣住民Aはこれに不満である。

◇当事者訴訟

次のそれぞれの場合に、どのような訴訟が提起されるべきか。

- **case 570** B大臣が職員Aに対して懲戒免職処分を行ったが、Aは懲戒処分が無効であると考えて、未払い分の給与を請求しようとしている。
- **case 571** B税務署長から人違いの課税処分をうけたAは、いったん処分に従って租税を納付したが、納めた税金を取り戻したいと考えている。
- **case 572-1** 有料老人ホームを設置しようとしている事業者Aは、B県知事に対し、その届出をしたが、B県知事は届出の受理を拒否した。
- **case 572-2** 旧物品税法に関する国税局長の通達が改められ、製造業者Aは課税処分をうけるおそれがある。
- **case 573** A は、B 県知事から公衆浴場の営業許可の申請をするよう指導されたが、自分の 浴場は公衆浴場には該当しないので、申請の義務がないと考えている。
- **case 574** 農地買収処分に不満なAは、買収処分が無効であると考えて、小作人Cから土地を取り戻そうとしている。
- **case 575** Aの土地がC市の市道を新設するにあたって収用の対象になり、B県収用委員会の収用裁決がなされた。Aは、収用されるのはやむをえないとしても、補償額が少なすぎると考えている。
- **case 576 case 575** で、Aは、そもそも自己の土地が収用の対象にはなりえないと考えている。

◇住民訴訟

次のそれぞれの場合に,住民訴訟は適法に提起できるか。できるとすれば,どのような訴えか(何号請求かを明らかにすること)。

- case 577 B市長は、B市の職員でないCに対し、B市の給与を支出しようとしている。
- **case 578** B市長は,近親者Cに対する補助金交付決定を行い,まったく公益性のない補助金を交付しようとしている。
- case 579 Cが納付すべき固定資産税について、B市長は課税処分をしようとしない。
- **case 580 case 577** や **case 578** で, 実際にB市長がCに対して公金の支出をした。
- case 581 Aは、B市が違法な契約を締結したことについて住民監査請求をしたが、その結

果に不満であるので、同じ契約に基づく支出命令や支出について住民監査請求をしよ うとしている。

- **case 582** B市長の公金支出について、D市に住所をもちながらB市に固定資産税を納付しているAが不満である。
- case 583 B市長の公金支出について、B市に居住するAが住民訴訟を提起したが、訴訟係属中にAはD市に転出した。
- case 584 B市長の公金支出について、B市に居住するAが住民訴訟を提起したが、訴訟係属中にAは死亡した。
- case 587-1 B市長は、市道の管理を怠り、Cに占拠された状態にしている。
- **case 587-2** B市長は、市道の管理を怠って荒れるがままの状態に放置し、通行が困難な状態にしている。
- **case 588** B市長は、事業者Cに対し、市庁舎の一部をレストランとして使用する許可を与えたが、B市の住民Aは、こうした使用方法に公共上の必要性がないと考えている。

◇住民訴訟と抗告訴訟の比較

次のそれぞれの訴訟は、 適法に提起できるか。

- **case 585-1** Cに対して課税されるべき固定資産税について、B市長が減免する決定をした。 B市民であるAは、減免決定の取消訴訟(抗告訴訟)を提起した。
- case 585-2 case 585-1 で、Aは、減免決定の取消訴訟(住民訴訟)を提起した。
- **case 586-1** B市長が市道の廃止決定を行い、その用地を売却しようとしているので、その 市道を使っている住民Aは、市道廃止決定の取消訴訟(抗告訴訟)を提起した。
- **case 586-2 case 586-1** で、Aは、道路用地を売却する契約の差止訴訟(住民訴訟)を提起 した。

◇住民訴訟における違法性

次のそれぞれの場合に、住民訴訟の原告は勝訴しうるか。

- **case 589** B市が公民館の新築にあたって地鎮祭を行い、そのために公金を支出したが、B市の住民Aは、地鎮祭が憲法上の政教分離の原則に反すると考えている。
- **case 590** B市は, Cとの間で違法に土地の売買契約を締結し,契約代金を支出する措置を とった。
- case 591 B 市長は、懲戒免職処分にすべき職員 C に対し、違法に分限免職処分をしたうえで、C に退職金を支給する措置をとった。
- **case 592** B 市長は、B 市の職員 C について、法令に反して第三セクターに派遣したうえで、B 市の給与を支給する措置をとった。
- case 593 B市は、新しい市道の建設を違法に決定し、道路用地を買収した。

◇取消訴訟の審理(その1)

- **case 601** B大臣は、職員Aが1月中に職務を怠ったとして、Aに対する懲戒免職処分をした。その取消訴訟において、裁判所は、1月中の怠業が事実であるか否かについて、自ら証拠調べできるか。
- **case 602 case 601** で、2月中の怠業の有無について、裁判所は自ら探索できるか。
- case 603 B県知事が地主Aに対して農地買収処分をしたので、Aは、農地買収処分の取消 訴訟とともに、小作人に対する農地返還請求訴訟を提起した。裁判所は、後者を前者の 係属する裁判所に移送できるか。
- **case 604** B税務署長から課税処分をうけて納税したAは、課税処分の取消訴訟と、納付した税額の不当利得返還請求訴訟とを、併合して提起できるか。
- case 605 農地買収処分に不満な地主Aは、その取消訴訟を提起した。小作人Cは訴訟参加できるか。
- case 606 Aは、B市の建築主事が近隣のCに対して建築確認をしたことに不満であり、その取消訴訟を提起した。別の近隣住民Dは、その訴訟に補助参加できるか。
- case 607 Aの建築確認申請についてD消防長の同意が得られなかったので、B市の建築主事は拒否処分をした。Aが提起した取消訴訟に、D消防長は訴訟参加できるか。
- **case 608** 税務署長Bから課税処分(青色申告に対する更正処分)をうけたAは、税額の計算方法が間違っていると考え、不服申立てを経て取消訴訟に及んだ。訴訟においてAは、課税処分に理由付記がなかったことを、新たに主張できるか。
- **case 609** B税務署長は、AがD社との取引で 100 万円の収入を得ていたことを理由として、Aに対する更正処分をした。Aの提起した取消訴訟において、B税務署長は、E社からAが同額の収入を得ていたことを主張して、処分を維持できるか。
- **case 610** B大臣は,職員Aが交通事故を起こしたことを理由として,懲戒免職処分をした。 その取消訴訟においてB大臣は,Aが秘密漏洩をしたことを理由として,処分を維持で きるか。
- **case 611** Aの運転免許の交付申請に対して、B県公安委員会は、Aがアルコール中毒者であることを理由として、拒否処分をした。その取消訴訟において同委員会は、Aが過去に重大な法令違反行為をしたことを理由として、処分を維持できるか。
- **case 612** 公務員Aが飲酒運転をして事故を起こしたので、B大臣は、Aに対して懲戒免職処分を行った。その取消訴訟をうけた裁判所は、B大臣の判断について全面的に審理できるか。
- case 613 原子炉設置許可の取消訴訟をうけた裁判所は、審査の基礎とされた科学技術の理論の当否についても審理すべきか。
- case 614 Aのマンション建設計画に対して近隣住民が反対しているので、Aの建築確認申

請をうけたB市の建築主事は、建築確認を留保している。このような措置は、行政庁の 裁量として認められるか。

- **case 615** 滞納処分をうけたAは、その取消訴訟において、「滞納処分にあたって、Aの財産の抵当権者Cに対する通知がなされなかった」という違法事由を主張できるか。
- **case 616** 原子炉設置許可の取消訴訟において、原告である近隣住民Aは、「原子炉施設の作業者であるCらに被爆のおそれがある」という違法事由を主張できるか。

◇取消訴訟の審理(その2)

- **case 617** B税務署長がAに対して違法な課税処分をしてから1年半が経過したあと, Aに対する滞納処分が適法な手続でなされた。Aは、どのような争い方をすべきか。
- **case 618** B県知事が違法な事業認定をしてから1年半が経過したあと, B県収用委員会が Aに対する収用裁決を適法な手続で行った。 Aは, どのような争い方をすべきか。
- **case 619** 地主Aの農地について違法な買収計画がなされてから1ヵ月が経過したあと,その買収計画をもとにして,適法な手続で買収処分がなされた。Aは,どのような争い方をすべきか。
- **case 620** Aの建築確認申請をうけたB市の建築主事は、その当時の建築制限に反している として拒否処分をしたが、取消訴訟の係属中に建築制限が緩和され、Aの建築確認が適 法になしうる状態になっている。その取消訴訟をうけた裁判所は、どのような判決を下 すべきか。
- **case 621** Aに対する課税処分は、処分当時は違法であったが、その後の法改正によると適 法な内容になっている。その取消訴訟をうけた裁判所は、どのような判決を下すべきか。

◇取消訴訟の判決(その1)

次のそれぞれの場合に、どのような判決の効力が生ずるか。

- **case 622** B税務署長の課税処分に不満なAは、いったん租税を納付した後で、課税処分の 取消訴訟を提起し、勝訴判決を得た。
- **case 623-1** B大臣に補助金交付申請をして拒否決定をうけたAは、その取消訴訟を提起して、拒否決定の取消判決を得た。
- **case 623-2** Aの建築確認申請をうけたB市の建築主事は、C消防長の不同意を理由として 拒否処分をしたが、後に拒否処分の取消判決が下された。
- case 624 経済産業大臣がC電力会社に対して原子炉設置許可をしたので,近隣住民Aはその取消訴訟を提起した。裁判所は,同大臣が法令上の諮問手続を経ずに許可したことを理由として,取消判決を下した。

◇取消訴訟の判決(その2)

- case 625 地主Aが、農地買収処分の取消訴訟で勝訴した。取消判決の効力は、農地の売渡 しをうけた小作人Cに及ぶか。
- **case 626** B地方運輸局長がD鉄道会社の特急料金の値上げ認可をしたところ,これに不満な利用者Aが,値上げ認可処分の取消訴訟を提起して勝訴した。取消判決の効力は,他の利用者Cにも及ぶか。
- **case 627** B会社に対する原子炉設置許可に不満な近隣住民Aは、その取消訴訟を提起して 勝訴した。取消判決の効果は、他の住民Cにも及ぶか。
- **case 628** 地主Aが農地買収処分の取消判決を得たが、Aの農地の売渡しをうけていた小作人Cが不満である。Cは、どのような訴えを提起できるか。
- **case 629** Aは、B市長を被告として、Cの違法建築物に対する除却命令の義務付け訴訟を 提起し、勝訴判決(義務付け判決)を得た。判決の効力は、Cに及ぶか。
- **case 630** 土地区画整理事業計画の取消訴訟が提起され、裁判所は事業計画が違法であると評価しているが、すでに事業が終了している。裁判所は、どのような判決を下すことができるか。

◇執行停止

- **case 631** 幹線国道の予定地に土地を所有する地主Aは、B県収用委員会の収用裁決に不満である。Aは、どのような仮の救済が求められるか。
- **case 632** 地主Aの農地に対して、買収処分と売渡処分がなされた。Aは、買収処分の執行 停止によって、小作人Cから農地を取り戻すことができるか。
- **case 633** 公務員Aの懲戒免職処分の執行停止が認められたとき、Aは、処分時から執行停止時までの給与を請求できるか。
- case 634 case 631 で、裁判所が収用裁決の執行停止を認めたが、内閣総理大臣は、この措置が公益上の観点からみて問題があると考えている。どのような措置がとられうるか。

◇執行停止以外の仮の救済

次のそれぞれの場合に、どのような仮の救済が求められるか。

- case 635-1 Aが建築確認の申請をしたが、B市の建築主事は応答しない。
- case 635-2 Aが建築確認の申請をしたところ、B市の建築主事はこれを拒否した。
- case 636 Aが違法建築物を建てたが、B市長はAに対する除却命令を発しない。近隣住民 Cは、これに不満である。
- **case 637** 公務員Aは、B大臣の職務上の指示に従わないでいるので、懲戒処分をうけるお それがある。
- **case 638** B市の福祉事務所長は、Aの生活保護の決定をしたが、その後この決定を撤回しようとしている。

- **case 639** B市の建築主事がCに対して建築確認をしようとしているが,近隣住民Aはこれに不満である。
- **case 640** 公務員Aは,懲戒免職処分がなされてから1年半が経過した。これに不満なAは, 懲戒免職処分の無効を理由とした訴訟を提起したうえで,仮の救済を求めたい。
- **case 641** B県知事は、地主Aの土地を買収して小作人Cに売り渡し、1年半が経過した。 買収処分が無効であると考えるAは、Cに対する訴訟を提起するとともに、仮の救済を 求めたい。
- case 642 C市の都市計画決定に基づいて、国道の建設工事がなされているが、近隣住民A はこれに不満である。
- **case 643** B県知事がC市に対して与えた公有水面(海面)の埋立免許に基づいて、C市が埋立工事を始めているが、近隣住民Aはこれに不満である。
- **case 644** 国営空港の供用に不満がある近隣住民Aは,裁判所に仮の救済を求めようとしている。

3. 行政不服審査

◇不服審査庁

次のそれぞれの場合に、どの行政機関に対して不服申立てがなされるべきか。

- case 701 国土交通大臣から委任をうけた B 地方運輸局長は、A 鉄道会社の運賃値上げ申請に対し、拒否処分をした。
- case 702 A鉄道会社は、国土交通大臣から事業改善命令を受けた。
- **case 703** B市長がAに対して固定資産税の課税処分をしたが、Aは、自分の土地が課税対象にならないと考えている。
- case 704 B地方運輸局長は、A社の運賃値上げ認可の申請に対して応答しない。
- case 705 B税務署長は、Aに対して所得税の更正処分をした。
- case 706 case 703 で、Aは、自己の土地が固定資産税の課税対象になることは認めるが、 固定資産の評価額に不満がある。
- case 707 国土交通大臣は、職員Aに対して懲戒処分をした。
- case 708 Aは、B市長から違法建築物の除却命令をうけた。
- case 709 B県知事は、乳製品の加工業者Aに対し、甲製品の廃棄命令をした。

◇不服申立ての要件と審理

- **case 710** B市長がCに対して固定資産税の減免決定をしたが、B市の住民Aはこれに不満である。Aの不服申立てにおいて、取消訴訟の場合とは異なった考慮がなされるか。
- **case 711** A 鉄道会社が運賃値上げ認可の申請をしたところ, B 地方運輸局長はこれを拒否 した。A 社は,審査請求をうけた国土交通大臣が処分庁において収集した資料を, 閲覧

できるか。

- **case 712** B地方運輸局長がA鉄道会社の事業許可を撤回したので、A社は国土交通大臣に対して審査請求をしたが、A社自身は仮の救済を求めていない。同大臣は、仮の救済をなしうるか。
- case 713 A鉄道会社は、B地方運輸局長に対して運賃値上げ認可を申請したが、申請が拒否されたので、国土交通大臣に審査請求をした。仮の救済はなされうるか。
- **case 714 case 713** で、国土交通大臣はもっぱら書面で審理できるか。また、A社が口頭で 意見を述べる機会を求めた場合はどうか。
- **case 715** B市の住民Aは、B市長がCに対して固定資産税の減免決定をしたことに不満で、A市長に不服申立てをした。Aの申立ての利益の審理において、口頭意見陳述の機会は保障されるか。
- case 716 case 713 で、国土交通大臣が処分を正当とする心証を得て、裁決書の作成作業に入っていたところ、A社から口頭意見陳述の請求がなされた。口頭意見陳述はなされるべきか。
- case 717 固定資産評価審査委員会は、口頭審理外で行った調査結果を判断の基礎にすることができるか。
- **case 718** B大臣は、職員Aが1月中に怠業したことに基づいて、懲戒免職処分を行った。 その審査請求において、人事院は、1月中の怠業が事実であるか否かについて、自ら証 拠調べをなしうるか。
- case 719 case 718 で、人事院は、2月中の怠業の有無について、自ら探索できるか。

◇不服申立てに対する裁決・決定

- case 721 国土交通大臣から事業許可を取り消されたA鉄道会社は、同大臣に審査請求をした。同大臣は、事業許可取消処分を事業停止命令に変更する決定をなしうるか。
- **case 722** B市長から建築物の除却命令をうけたAは、B市の建築審査会に審査請求をした。同審査会は、除却命令を修繕命令に変更する裁決をなしうるか。
- **case 723** A鉄道会社が運賃値上げ認可を申請したところ, B地方運輸局長は拒否処分をしたので, A社は国土交通大臣に審査請求をした。同大臣は, 値上げを認めてよいと判断している。どのような裁決がなされるべきか。
- case 724 case 723 で、B地方運輸局長が申請に対して応答しない場合はどうか。
- **case 725** 公務員Aに対する懲戒免職処分の不服申立てをうけた人事院が,原処分を減給処分に修正した。これに不満なAは,どの処分を取消訴訟の対象にすべきか。

- **case 726** B税務署長は、Aに対して重加算税の賦課決定をした。Aの審査請求をうけた国税不服審判所長は、過少申告加算税だけを課すことを認める裁決をなしうるか。
- **case 727-1** B村農地委員会の定めた農地買収計画に不満な地主Aは、同委員会に不服申立てをしたところ、棄却決定をうけた。納得できないAは、小作人Cを被告として農地の返還を求める訴訟を提起できるか。
- case 727-2 case 727-1 で、裁決後1年を経過した場合、Aの救済はありうるか。
- **case 728** B村農地委員会が農地買収計画に不満な地主Aは、D県農地委員会に審査請求を して、認容裁決を得た。その後、D県農地委員会は、みずからの裁決を職権で取り消す ことができるか。
- case 729 B村農地委員会は農地買収計画を定めたが、地主Aの不服申立てをうけて買収計画を取り消す決定をした。その後、同委員会は、再度同じ買収計画を定めることができるか。

◇教示制度

次のそれぞれの場合に、不服申立ての教示がなされる必要はあるか。

- **case 730** Aが開発許可の申請をしたところ, B県知事は,鉱業関係の調整を理由として, これを拒否した。
- case 731 A 市が厚生労働大臣に対して水道事業の認可を申請したところ,同大臣はこれを 拒否した
- **case 732** B県の行う土木事業について、B県はA市に対して事業費の一部負担を求める決定をした。
- **case 733** A市が市営バスの経営許可を申請したところ, B地方運輸局長はこれを拒否した。

4. 国家補償

◇国賠法1条関係

- case 801 B市長である Pは、Aの建物の除却命令を発したので、Aはやむなく建物を取り 壊したが、後日、除却命令の要件をみたしていないことが明らかになった。B市の損害 賠償責任が認められるとして、理論上、Pの責任は観念されるか (Pに対する賠償請求 が認められるか否かについては、case 816 参照)。
- **case 802** B市の市立小学校のプールで、体育の授業時間中、教員 P が十分な指導をすることなく児童 A に飛び込みをさせて、A がケガをした。A は B 市に対し、国賠法 1 条による請求(以下、本項目においては、単に「国賠請求」という)をすることができるか。
- case 803 B県の職員が、公衆浴場の営業許可に関して誤った行政指導をしたために、申請者Aが損害をうけた。AはB県に対し、国賠請求をすることができるか。

- **case 804** 課税処分をうけたAは、当該処分の取消訴訟を提起して勝訴判決(取消判決)を 得たあと、当該処分による損害について国賠訴訟を提起した。裁判所は、違法性につい てどのような判断をすべきか。
- **case 805** 課税処分をうけたAは、当該処分の取消訴訟を提起して敗訴判決(請求棄却判決) をうけたあと、当該処分による損害について国賠訴訟を提起した。裁判所は、違法性に ついてどのような判断をすべきか。
- case 806 case 801 で、Aは、取消訴訟を提起しないで、国賠請求をすることができるか。
- case 807 case 804 で、Aは、取消訴訟を提起しないで、税額分の国賠請求をすることができるか。
- **case 808** B市長がCの違法建築物の除却命令を発しないことによって,近隣住民Aが損害をうけたとき, AはB市に対して国賠請求できるか。
- **case 809** Aは,厚生労働大臣から製造認可をうけたC社製の薬を服用していたが,その薬の副作用によって健康を害した。Aは,同大臣が製造認可を撤回しなかったことが違法であると主張して,国賠請求できるか。
- case 810 case 421 の法律が制定され、それに基づいて課税処分がなされた場合に、これに不満なAは、慰謝料等の国賠請求をなしうるか。
- case 811 case 423 で、仮に税務官庁の物品税法の解釈が間違いであった場合、営業損害を うけたAは、どの公務員の行為に注目して国賠請求をすべきか。
- **case 812** B県の警察官 Pが、非番中にピストルを持ち出して、制服制帽を着用のうえで発 砲し、Aにケガをさせた。Aは、B県に対して国賠請求できるか。
- **case 813** 税務署職員 P の自宅で、 P が知人 A の所得税について誤ったアドバイスをして、 A に損害を与えた。 A は、国に対して国賠請求できるか。
- **case 814** B県の保健所での集団的な予防接種によって、児童Aに事故が生じた。担当医師 Pがその人なりに十分な注意を尽くしたといえれば、国賠法上の過失は否定されるか。
- case 815 case 811 で,課税処分を行った公務員 P が法令解釈を誤ったことについて,過失が認められるか。
- case 816 case 801 で、Aは、B市長であるP個人に対して損害賠償を請求できるか。
- **case 817 case 812** で、Aは、警察官であるP個人に対して損害賠償を請求できるか。

◇国賠法2条関係

- case 818 case 812 で、国賠法 2条の賠償責任が成立する余地はあるか。
- case 819 落石が頻発していながら防護柵が設置されていなかったB県の県道において,落石事故が発生して,運転手Aが負傷した。Aは,B県に対して損害賠償を請求できるか。
- case 820 B県の県道の道路自体の状態に異常はなかったが、予知しえない集中豪雨によって制御困難な土石流が発生し、通行していたAの車が谷底に転落した。Aの遺族は、B

- 県に対して損害賠償を請求できるか(国賠法2条によるもの。以下,本項目において同じ)。
- case 821 B県の県道に故障車が放置されたために、走行していた運転手Aが負傷した。Aは、B県に対して損害賠償を請求できるか。
- **case 822** B県の県道の防護柵に後向きに腰掛けていたAが、誤って転落してケガをした。 Aは、B県に対して損害賠償を請求できるか。
- **case 823** B県の県道をAのトラックが重量制限オーバーで走行していたところ, 橋の倒壊 で谷底に転落した。Aの遺族は、B県に対して損害賠償を請求できるか。
- **case 824** トンネルの事故防止のための新しい安全設備が考案されたが、B県の県道上の甲トンネルには新設備が導入されていなかった。甲トンネルの事故によって運転手Aに損害が生じたとき、国賠法2条の瑕疵は認められるか。
- **case 825** B県が管理する甲川が氾濫して、近隣住民Aが被害をうけた。Aは、B県に対して損害賠償を請求できるか。瑕疵の判断に際して、道路の場合と同じ判断基準が用いられるか。
- case 826 B県の県道の供用によって、近隣住民Aに騒音被害が生じている。AはB県に対し、損害賠償を請求できるか。
- **case 827** 国営空港の騒音に悩まされている近隣住民Aは,金銭的な救済を得たいと考えている。どのような救済が求められるか。
- **case 828 case 821** で,B県が道路管理を怠る行為に注目して,国賠法 1 条による請求ができるとして,同法 1 条と同法 2 条のいずれの請求を優先すべきか。
- **case 829 case 812** で、国賠法1条と同法2条のいずれの請求を優先すべきか。

◇国賠法3条関係

- **case 830 case 802** で、Aは、教員の給与を負担しているC県に対し、国賠法1条による損害賠償請求をすることができるか。
- case 831 case 819 で, 道路管理者であるB県ではなく, 費用の一部を補助している国に対し, 国賠法2条による損害賠償請求をすることができるか。
- **case 832 case 830** や **case 831** で、Aの国賠請求が認められた場合、どの行政主体が最終的に賠償額を負担すべきか。

◇損失補償関係(その1)

- case 833 農地買収をうけた地主に対する補償額は、市場価格と完全に一致する必要があるか。
- **case 834** 道路事業の用地取得のために土地収用がなされた場合,事業認定の時点を基準として補償額を算定することが許されるか。

◇損失補償関係(その2)

次のそれぞれの場合に、Aの損失補償請求権は発生するか。

- **case 835** B市の条例によると、旧街道沿いの歴史的な街並みが残る甲地区では、建物の改築にあたって市長の許可が求められているが、甲地区の建物の所有者であるAは、改築許可をうけられなかった。
- case 836 Aは、国立公園の特別地域内に別荘を新築するために、B県知事に対し、自然公園法に基づく工作物の新築許可申請をしたところ、不許可になった。
- **case 837** 都市計画法上の市街化調整区域において、地権者Aは、新たな建築物を建てられないでいる。
- **case 838** B市の市道の存在によって、消防法関係の規制上、Aは、新たな石油貯蔵タンクを設置できないでいる。
- **case 839** B市の市道拡張工事に伴って、消防法関係の規制上、Aは、既存の石油貯蔵タンクの移転を強いられた。
- **case 840** B市長は、市役所の庁舎の一部について、Aに1年間の使用許可を与え、職員食堂を営業させていたが、市役所の業務に使う必要が生じたので、半年後に許可を撤回した。
- **case 841** B市は、市道の一部について、Aが露天商を行うために1ヵ月の占用許可を与えたが、道路工事に障害が出てきたので、半月で許可を撤回した。
- **case 845** 過疎地のB村は,村の活性化のためにA社の工場を誘致しようとして積極的に働きかけ,A社が工場整備の準備を始めていた。その後,B村の方針が変更され,A社は工場の建設ができなくなった。
- **case 846** B村の山林地域に村道が建設されるという計画を知ったA社は、観光事業を行う ために土地を購入したが、その後、B村の計画が白紙に戻された。

◇損失補償関係(その3)

- **case 842 case 835** で、条例に補償の規定がない場合、Aは、憲法 29 条 3 項に基づいて補償を求めることができるか。
- case 843 農地買収処分をうけた地主Aは、買収処分と同時に補償を求められるか。
- **case 844** ダムの建設に伴う土地収用によって生活基盤が奪われたAは、生活環境の整った 代替地や新たな仕事のあっせんを請求できるか。

以上